

ホームレスの自立支援等に関する
墨田区実施計画

平成17年3月
墨田区

目 次

第1	計画の基本的考え方	
1	計画策定の目的	2
2	計画期間	2
3	基本目標	2
4	ホームレスの現状と取組み	3
	(1) 国及び東京都のホームレスの現状	3
	(2) 国及び東京都の取組み状況	3
	(3) 本区における現状	3
第2	計画の内容	
1	対策の基本的考え方	7
	(1) ホームレス問題の中心的課題	7
	(2) ホームレスとなるに至った要因	7
	(3) 対策の基本的視点	7
2	具体的な対策の推進	9
	(1) 生活に関する相談及び指導	9
	(2) 自立支援システム(都区共同事業)の積極的活用	10
	(3) ホームレス地域生活移行支援事業(都区共同事業)の積極的推進	11
	(4) ホームレスの就業機会の確保	12
	(5) 安定した居住場所の確保	13
	(6) 地域における生活環境の改善	13
	(7) 保健及び医療の確保	14
	(8) 緊急援助及び生活保護	15
	(9) 人権の擁護	16
	(10) 民間団体との連携	16
	(11) ホームレスとならないための対策	17
	(12) 国、東京都への要望	17
第3	計画の推進及び見直し	
1	計画の推進	20
	(1) 計画の推進体制	20
	(2) 墨田区路上生活者対策連絡会議	20
2	計画の見直し	20

第 1 計画の基本的考え方

第 1 計画の基本的考え方

1 計画策定の目的

近年の景気の低迷や厳しい雇用情勢等を背景にホームレスが増加し、大都市を中心とした社会問題となっている。

ホームレスの多くは、都市公園や河川敷、道路、駅舎等においてテント、小屋掛け等での生活が長期化することにより、ホームレス自身が厳しい生活状況に置かれているという問題が生じている。また、地域社会においては、ホームレスが公園等の公共施設を占拠していることから、区民の自由な利用の妨げとなることや、環境衛生の悪化、都市景観が損なわれることなどに対して、区民の不安や不満が蓄積している。

平成16年の本区住民意識調査でも、ホームレス対策を「重要」「やや重要」と答えた人の合計が73.8%である一方で、現在の区の実施について「満足」「やや満足」と答えた人の合計は5.9%という低い状況となっており、ホームレス問題の解決に向けた施策の展開が強く求められているところである。

本来、ホームレス問題は、大都市問題として国や都道府県といった広域行政が対応すべき課題という面もあり、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）が制定され、国の責務が定められるとともに、地方公共団体は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、実施することとされたところである。

こうした中で、基礎的自治体である墨田区においても、これまでもホームレス個々のニーズに応じた支援を行い、ホームレス問題の解決を図っていくための施策を実施してきたが、このたび、区全域にわたってホームレスの実態調査（以下「区調査」という。）を実施したので、その調査結果を踏まえ、法第9条第2項に基づき、これまでのホームレス対策に加えて、本区のホームレス問題の実情に応じた施策を総合的、かつ計画的に推進していくための指針として本計画を策定するものである。

2 計画期間

法及び法の定める基本方針が施行後5年を目途に見直されることを踏まえ、平成17年度から21年度までの5年間とする。

3 基本目標

自立支援システムやホームレス地域生活移行支援事業などを主に様々な施策を総合的に実施して、一人でも多くのホームレスの自立を着実に図り、区調査で確認した835人のホームレスについて、毎年100人程度の自立を図り、計画期間の5年間で2分の1程度に減少させることを基本目標とする。

4 ホームレスの現状と取組み

(1) 国及び東京都のホームレスの現状

国は法に基づき平成15年2月に全国の実態調査を行っているが、その結果によると、全国で、25,296人のホームレスが確認された。都道府県別に最も数の多いのは、大阪府の7,757人、次いで東京都の6,361人、三番目に多いのが愛知県の2,121人となっている。

また、市区では、最も多いのが、大阪市で6,603人、次いで東京23区が5,927人、以下名古屋市1,788人、川崎市829人、京都市624人、福岡市607人、横浜市470人、北九州市421人となっており、とりわけ大都市に偏在していることが明らかになっている。

その後、平成17年2月に実施した東京都「路上生活者概数調査」によれば、東京23区のホームレスの数は4,619人となっており、この中で1番多いのは、台東区で874人、次いで墨田区が720人、新宿区590人、渋谷区583人となっている。

(2) 国及び東京都の取組み状況

ア 国の取組み

- ・平成14年8月 ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
- ・平成15年7月 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定

イ 東京都の取組み

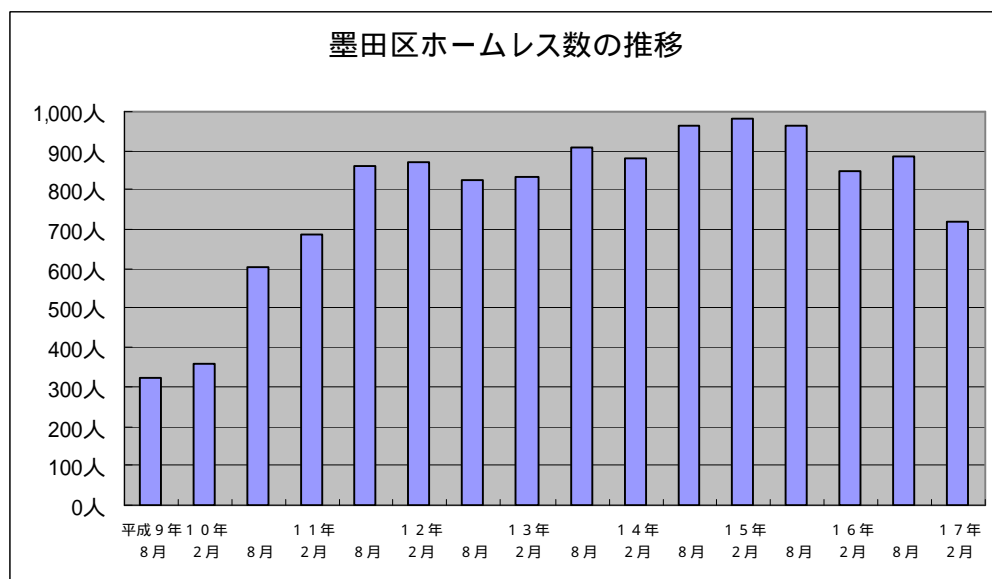
- ・平成12年7月 「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結
- ・平成13年3月 東京都ホームレス白書-自立への新たなシステムの構築に向けて-発表
- ・平成13年8月 自立支援システム(都区共同事業)の構築
- ・平成16年6月 ホームレス地域生活移行支援事業(都区共同事業)の開始
- ・平成16年7月 ホームレスの自立支援等に関する実施計画策定

(3) 本区における現状

ア ホームレス数の推移(東京都「路上生活者概数調査」による)

平成9年 8月	平成10年 2月	8月	平成11年 2月	8月	平成12年 2月	8月	平成13年 2月	8月
322人	361人	604人	687人	862人	872人	825人	834人	907人

平成14年 2月	8月	平成15年 2月	8月	平成16年 2月	8月	平成17年 2月
881人	962人	981人	961人	850人	886人	720人



イ 自立支援センター墨田寮退所者及びそのうちの就労自立者数（墨田区分）

	平成14年度	15年度	16年度
退所者数	118人	118人	127人
就労自立者数	60人	62人	61人

ウ 生活保護開始世帯数に対する住所不定者保護開始件数の割合（平成15年度）

4.2% (526 / 1,254)

エ 本区が聞き取り方式で実施した区調査の結果の概要は、以下のとおりである。

ホームレスの数

区内に起居するホームレスの総数は835人であり、このうちの420人から有効回答を得た。（有効回答率 50.3%）

年齢

平均年齢は57.4歳で、50歳から64歳が全体の69.0%を占めている。

野宿形態及び起居場所

テント、小屋を構える常設型が93.8%であり、全国調査の54.4%と比較して圧倒的に高いものとなっている。

起居場所は河川敷が69.8%、公園は30.2%であり、墨田区の路上生活者と川の関係は密接なものといえる。

路上生活の期間

1年未満が28.3%と最も多く、1年～3年未満を加えると、およそ

半数となる。

一方で、5年以上が23.9%となり、野宿期間の長期化も見られる。

路上生活場所の変遷

7割以上の方が1回以上の移動を経験し、このうち約半数が2回以上の移動を経験している。特に台東区からの移動が顕著で、1回前の路上生活地が台東区と答えた43.2%、2回前では44.0%と最も大きくなっている。

また、野宿生活の直前に住んでいた地域としては、墨田区の7.8%に対して、台東・荒川区は44.2%で、このうち山谷地域は20.6%を占めている。

墨田区に来た理由

「たまたまここに来た」が29.6%、「路上生活仲間に誘われたから」が20.6%、「山谷が近いから」が19.9%、「雨露がしのげる上屋・高速がある」が16.5%、「仕事の都合により」が11.9%となっている。

野宿生活となった理由

「仕事が減った」が50.4%、「収入が減った」が38.7%、「倒産・失業」が24.2%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が19.4%で、景気の低迷が大きな要因となっている。

現在の仕事、収入

現在の仕事は、「廃品回収」が43.6%と最も多く、次いで「建設日雇い」が35.8%となっている。収入は、「1万円から2万円未満」が28.8%、「2万円から3万円未満」が26.0%、「3万円から5万円未満」が17.3%である。

健康状態

「いつも良い」が45.7%であるが、ほぼ同数の人が健康状態に不安を持っており、健康状態に不安を持っている人のうちおよそ半数の人が、通院が必要だが通院していないと答えている。

今後望む生活

「安定した職を得て働きたい」が48.7%と最も多く、「行政からの支援を受けて生活したい」が18.3%、「就職は難しいので生活保護を受けたい」が13.1%、「今のままで野宿生活を続けたい」が9.8%となっている。

求める支援内容

「就職に関する情報がほしい」が28.8%、「低家賃住宅に関する情報がほしい」が25.4%、「医療、保健の相談サービスを受けたい」が24.9%、「住民票の設定、身元保証に関する支援を受けたい」が24.7%、「就職やアパートを借りる時に不利益が生じないように支援してほしい」が22.9%となっており、今後の施策の方向性を示すものとなっている。

第 2 計画の内容

第2 計画の内容

1 対策の基本的考え方

本計画は、区調査の結果を基に、次のようなホームレス問題の現状を踏まえて、本区における施策の方向性等を明らかにするものである。

(1) ホームレス問題の中心的課題

ア ホームレス自身の厳しい生活実態

生活基盤となる住居がなく、日々の食事も安定して確保できていない

心身の不調を訴える者が多い

イ 公園等の占拠により生じる地域社会との軋轢

地域住民の不満、不安が蓄積している

公園等の自由な利用が阻害されている

環境衛生の悪化が懸念され、都市景観が損なわれている

(2) ホームレスとなるに至った要因

主として

就労する意欲はあるが、仕事がなく失業状態となった

病気・けが、高齢で仕事ができなくなった

社会生活を拒否している

ことが指摘されており、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生している。

また、この背景としては、

好転しない経済情勢

家族や地域住民相互のつながりの希薄化

ホームレスに対する社会的な排除等

があって、ホームレス問題が顕在化してきたと指摘されている。

(3) 対策の基本的視点

本区の実情に合わせ、ホームレス自らが自立した生活を営めるよう支援する必要があり、また、公共施設の適正利用に関する施策との均衡に配慮することも重要である。

本計画における基本的視点は以下のとおりである。

ホームレス個々の状況の把握とこれに基づいた対応

ホームレスは失業、疾病・障害、多重債務、家庭崩壊、社会生活へ

の不適應など個々に複雑な社会的、個人的問題を抱えていることから、個々の状況を十分把握し総合的、かつきめ細かな対応策が必要である。

都区共同事業の積極的な活用

平成13年に東京都と特別区が路上生活者対策事業に係る都区協定を締結し、この協定に基づき路上生活者対策事業を都区共同事業として実施している。また、16年度からは路上生活者対策事業を拡充し、ホームレス地域生活移行支援事業を開始している。

本区は、この都区共同事業をホームレスの自立に極めて有効な方法として積極的に活用し、ホームレスが路上生活から早期に社会復帰するよう支援していく。

ホームレス問題に対する理解と協力の促進

自立支援に向けた施策の実施にあたっては、施策の効果が最大限発揮できるよう、ホームレス問題の現状及び自立支援施策の実施結果等について、区民や事業者等に対して情報提供し、理解と協力を得るよう努めていく。

国、東京都への働きかけ

ホームレス問題は大都市問題として広域的に取り組む必要があるため、国や東京都に対して、今後とも総合的な施策の積極的な推進や財政措置等の対応を強く求めていく。

2 具体的な対策の推進

国の定めたホームレスの自立の支援等に関する基本方針にあるとおり、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。

このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、あわせて安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講じることが必要となっている。

こうした考え方にに基づき、区調査の結果も踏まえ、以下の施策等を着実に実施していく。

(1) 生活に関する相談及び指導

ア 基本的考え方

ホームレスに至る要因やその抱える問題は様々である。このため、対象者と直に面接して対象者の抱える問題を把握し、各種の施策の活用に関する助言を行なうとともに、個々の状況に応じた支援につなげる相談は、ホームレス対策の最も基本となる対策である。

区調査においても、「街頭での自立支援の相談を進めてほしい」「路上から相談に立ち寄れる窓口がほしい」「医療・保健の相談サービスを受けたい」といった相談に関する要望が多数出されているほか、ホームレスに対し路上生活から脱却するための施策の周知徹底が必ずしも十分なものでなく、十分な情報があれば社会復帰できる可能性のある人までも路上生活を続けているという状況も明らかとなった。

このため、福祉事務所をはじめとして関係機関による総合的な相談体制を構築し、相談活動の充実を図っていく。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 窓口相談の充実

福祉事務所においては、何らかの援護を必要とするホームレスに対して、窓口での相談を実施し、自立を支援するための各種施策の説明や利用促進を行なうとともに、生活保護制度等の福祉的な施策についての助言を通じ、早期の社会復帰を支援しているが、今後さらに相談体制の拡充を図っていく。

(イ) 巡回相談事業の実施の検討

巡回相談事業は、来所による相談を窓口で待つのではなく、路上生活を送っている人々の生活の現場に向向いて、生活状況を確認し、さまざまな相談に応じるもので、平成18年度から都区共同事業として実施す

る方向で、現在都区で検討が進められているところである。

(2) 自立支援システム（都区共同事業）の積極的活用

ア 基本的考え方

都区は、ホームレスの自立を図るためには一貫した処遇システムが必要であるとの考えに基づき、平成12年度から緊急一時保護センター、自立支援センター、グループホームの三つのステップからなる一貫した自立支援システムの構築に取り組んでいる。

このシステムは、ホームレスが就労により地域で自立することを支援するものであり、ホームレス対策の柱となるものである。

平成17年2月現在、合計で4,771人が自立支援センターを退所し、このうちおよそ半数の人が就労自立を果たしているように、ホームレスの自立に大きな効果をあげているところである。

しかし、一方で利用希望者が減少傾向を示し、定員の空きが見られるほか、区調査の結果からも明らかなように、施設利用後にふたたび路上生活に至るといった問題もあり、より効果的な事業の実施に向けた検討とともに、退所者へのアフターケアが課題となっている。

本区としては、この自立支援システムを積極的に活用し、これまでの実績を超えて就労自立を果たすことができるように努める。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 自立支援システム

緊急一時保護センター

路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、ホームレスを一時的に保護し心身の健康回復を図るため、宿所・食事の提供、健康相談、生活相談、法律相談、職業相談、技能講習などを行う。

また、緊急一時保護センターの施設入所中に、次のステップである自立支援センターへの入所など処遇方針を決定するためのアセスメントを実施する。

自立支援センター

緊急一時保護センター利用者のうち、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者を対象として、就労による自立を支援するため、宿所・食事の提供、生活相談、法律相談、職業相談、住宅相談、技能講習等を行う。

自立訓練ホーム（グループホーム）

自立訓練ホームは、緊急一時保護センター及び自立支援センターの利用者のうち、就労を基本とする生活形態で早期に社会復帰が期待される

者が、小規模の集団的な生活をすることによって、日常生活に関する能力向上を図っていくものである。

現在未設置であるが、これにより安定した地域生活を営むことができるよう、早期に開設することが課題となっている。

(3) ホームレス地域生活移行支援事業(都区共同事業)の積極的推進

ア 基本的考え方

自立支援システムは、移動型のホームレスに対して一定の成果をあげているが、一方で、都市雑業的な就労により一定の収入を得ているもののアパート家賃の支払いが困難なために、公園等で定住型の生活をしているホームレス等に対しては、対応が困難となっている。

そこで、平成16年度から都区共同事業として、ホームレス地域生活移行支援事業を実施している。

本区においては、平成16年12月から隅田公園を対象として事業が実施され、多くのホームレスが地域生活への移行を果たすとともに、公園機能の回復にも貢献している。

このため、本区としては、なお公園等に多くのホームレスがいることから、本事業を今後とも積極的に活用し、一人でも多くのホームレスの地域生活への移行及び自立を図るとともに、公園をはじめとした施設の機能の回復を図っていく。

具体的には、隅田川沿いのホームレスの多い公園を中心に、これまでと同様の取り組みを重点的に実施することにより、平成16年度と同数以上のホームレスの自立を毎年図ることに努めるものとする。

なお、今後は、地域生活に移行した人の生活サポート、効果的な就労支援の取り組みが課題となっている。

イ 具体的施策及び内容

(ア) ホームレス地域生活移行支援事業

借上げ住居を低家賃で貸付けるとともに、自立した生活に向け就労支援や生活相談等を行い、自立した居宅生活を支援していく。

なお、事業の運営はノウハウのある民間団体(社会福祉法人、NPO等)に委託して行う。

事業の流れ

第1ステップ

公園での面接・相談により対象者を把握し、本人の意思を確認する。

第2ステップ

対象者が民間宿泊所等に入居し、健康診断・医療相談を受ける一方、借上げ住居の選定や臨時就労手続き等の借上げ住居へ移るための必要な準備を整える。

第3ステップ

対象者が借上げ住居に原則2年間入居し、就労支援を受けながら、地域での自立した生活への移行を図る。

第4ステップ

対象者が一般居宅に移行する。

公園管理・流入対策

本事業により、本来の機能を回復した公園等については、その効果を持続させるためにも、施設内への新規流入防止対策を講じることが欠かせないことから、施設管理者と連携を図りながら必要な方策を実施していく。

(4) ホームレスの就業機会の確保

ア 基本的考え方

区調査でも、約半数の人が「安定した職を得て働きたい」と回答しており、2割弱の人が求職活動をしている一方で、「就職に関する情報がほしい」と答えた人が3割ほどいることがわかった。

こうした調査結果からもわかるように、ホームレスの就労自立を図るためには、ホームレス自身の就労意欲に基づく主体的な就業活動への取組みを基本として、就業機会の確保を支援することが重要であり、長期的・安定的な雇用を維持するため、ホームレスの個々の状況を把握し、これに対応したきめ細かな就労支援の取組みを実施していく。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 就業活動支援情報の提供のための関係機関との連携

ホームレスの就業活動に役立つ情報がホームレスに対して提供されることが重要であることから、ハローワークの有する求人情報等、就職活動の支援に役立つ情報が、自立支援センター等を通じて効果的に提供されるよう関係機関との連携に努める。

(イ) 事業者等への啓発及び就業機会の拡大

ホームレスの雇用を促進するためには、ホームレスに関する問題について、事業者等の理解を深める必要があることから、さまざまな機会をとらえて、情報提供等を通じて事業者等への啓発活動をすすめるとともに、ハローワークとの連携のもとに就業機会の拡大への協力を求めていく。

特に、ハローワークが紹介する労働者を短期間試行的に雇用し、常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを行なう「トライアル雇用事業」の普及を図る。

(ウ) 職業能力の開発

安定した雇用を確保するためには、一定の職業能力を身につけることが有効なことから、現在実施されている職業訓練や技能講習の活用に加え、別途職業能力の開発のための場の提供を検討する。

(5) 安定した居住場所の確保

ア 基本的考え方

就業の機会の確保又は福祉施策の活用等により、地域社会において日常生活を営むことが可能となったホームレスに対しては、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

区調査でも、4人に一人が「低家賃の住宅に関する情報がほしい」と答えている。

このため、公営住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するための施策の展開を図っていく。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 民間賃貸住宅に関わる個人・団体との協力促進

民間賃貸住宅に関わる個人・団体に対して、福祉事務所や自立支援センター等からの要請があった場合に、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の提供について協力を求める。

(イ) 民間賃貸住宅に関わる個人・団体への啓発

ホームレスに安定した居住の場所が確保されるには、民間賃貸住宅の家主をはじめ民間賃貸住宅に関わる団体等の理解が必要である。

区調査でも、アパートを借りるときに不利益を受けたと感じている人が少なからずいることが確認された。このため、法の趣旨等の周知を図り、ホームレス問題への理解を促し、ホームレスであったがために住宅入居に際して不利益な取扱いがされることのないように、意識啓発を図っていく。

(ウ) 連帯保証人の確保に関する方策の検討

ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えているため、賃貸住宅の入居に必要な連帯保証人を確保することが困難な状況である。このため、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保に関する方策について検討する。

(6) 地域における生活環境の改善

ア 基本的考え方

ホームレスが起居することにより、公共施設の適正な利用が妨げられて

いる場合には、ホームレスの人権に配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保し、地域の生活環境の改善を図る必要がある。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 公共施設の適正な利用の推進

ホームレスが起居することにより都市公園、河川及び道路その他の公共の用に供する施設の適正な利用が妨げられているときは、当該施設を管理する者が福祉事務所と連絡調整のうえ、本来の適正な利用を確保するため必要な措置を講ずる。

具体的には、ホームレスの自立支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。

(イ) 区民の環境美化への取り組み

公園については、地域の区民が、わが街の公園として、清掃・環境美化活動等を通じて、良好な環境を維持することや、地域の行事等で活用することにより、新たなホームレスが流入することを予防することも検討する。

(7) 保健及び医療の確保

ア 基本的考え方

ホームレスの多くは、長期の野宿生活による衛生状態の悪化や不十分な栄養状態等により、健康状態が悪化している者が多く、定期的に健康診断を受けていないことから、疾病の早期発見、治療が困難な状況にある。

区調査でも、身体の不調を訴える者が47%であり、そのうち、およそ半数の人が通院は必要と考えながらも、通院していない実態となっていることから、ホームレスの自立を支援するためには、保健及び医療の確保が重要である。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 健康診断事業の実施

保健所においては、福祉事務所と連携して街頭での健康診断や健康相談等を実施し、個々のニーズに応じた情報や保健・医療サービスを提供していく。

特に、ホームレスは、結核の罹患率が高いことから、レントゲン車による健診を定期的に行なう。

(イ) 対面服薬治療・直接確認治療(DOTS)事業の実施

ホームレスは結核を発病しやすい生活環境下にあり、また、服薬や医

療が中断するなど治療が不十分となりやすいことから、結核の再発や複数の結核薬に耐性を示しやすい状況となっている。

このため、保健所は対面服薬治療・直接確認治療（DOTS）により、治療継続・終了を支援することで、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぎ、ホームレスの健康回復を図るとともに、結核の蔓延防止を図る。

（８）緊急援助及び生活保護

ア 基本的考え方

生活保護制度は、最低限度の生活保障と自立の助長を目的とする制度であり、最後のセーフティネットの役割を担っている。

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般のケースと同様、資産や稼働能力、路上生活者対策事業など、他の施策等あらゆるものを活用しても要保護状態にある場合に、個別の状況に即して、生活保護を適用していく。

また、生活保護となった場合にも、要保護者の個々の状況を踏まえ、自立に向けた支援を実施していく。

イ 具体的施策及び内容

（ア）生活保護法による保護の実施

福祉事務所における面接相談時のヒヤリング等を通じて、相談者の抱える問題・身体状況、職歴、生活歴等の個別状況を十分に把握した上で、利用できる施策（路上生活者対策、他法他施策）を示し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な選択を行っていく。

また、医療機関に救急搬送され医療扶助を適用した場合、医療機関と連携のうえ、入院の経緯、生活実態、病後の身体状況等の実情を把握し、必要な場合には適切な保護を行っていく。

（イ）保護施設、宿泊所の活用

生活保護を適用する際には、生活保護法に定めるとおり被保護者の居宅において行うことが原則となるが、直ちに居宅生活することが困難な場合には、保護施設（注参照）や社会福祉法に規定する無料低額宿泊所（以下「宿泊所」）を保護適用の場として活用していく。

保護施設

救護施設：身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行なうことを目的とする施設

更生施設：身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とす

る要保護者を入所させて生活扶助を行なうことを目的とする施設
宿所提供施設：住居のない要保護者に対し、住宅扶助を行なうことを目的
とする施設

(9) 人権の擁護

ア 基本的考え方

ホームレスの問題を社会全体が受けとめ、その自立を支援していくためにはホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図る必要がある。また、ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要である。

このため、関係者のみならず区民や事業者等に対して、ホームレスの実態、自立支援策の実施結果等について情報提供を行い、理解と協力を得ていくことが重要である。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 広報・啓発活動の推進

ホームレスに対する偏見や差別意識を取り除き、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について区民や事業者等の理解を促進していくため、広報・啓発活動を行う。

(イ) 人権教育の推進

学校教育・社会教育において、機会を捉えてホームレス問題を取り上げ、人権教育を推進していく。

(ウ) 「すみだ やさしいまち宣言」運動との連携

本区では「すみだ やさしいまち宣言」を行い、広く「人づくり」に関する区民運動を展開している。この「人づくり」施策の基本は、区民の一人ひとりが自らの行動に責任を持ち、他人や地域、さらには環境などに対して、「やさしさ」や「思いやり」の心を持つことであり、また、社会人としてのモラルの保持やマナーの向上、公德心の向上を図っていくことである。

ホームレス問題を考える上でも、この宣言の趣旨を踏まえ、区民の理解と協力を求めていく。

(10) 民間団体との連携

ア 基本的考え方

ホームレスの自立支援を効果的に推進するため、地域の実情を把握し、ホームレス問題に理解のある民間団体、NPO、ボランティア団体等と連

携・協力を図り、ホームレス個々のニーズに即したきめ細かい支援活動の展開を図る。

イ 具体的施策及び内容

(ア) 情報交換の実施

ホームレス問題の現状、対策等について社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等との情報交換や意見交換を随時行ない、より効果的な自立支援策について検討を行う。

(イ) 都区共同事業等の委託

緊急一時保護センター、自立支援センター、ホームレス地域生活移行支援事業等の都区共同事業について、ノウハウのある民間団体に事業の委託を行なうほか、他の事業における活用を検討する。

(11) ホームレスとならないための対策

ア 基本的考え方

ホームレス対策としては、ホームレスとなった人への支援はもとより、ホームレスとならないための支援も必要である。

一般に、ホームレスとなる人は、失業状態や不安定な就労関係にあり、かつ定まった住居を喪失し、不安定な居住環境にあることが想定される。

このため、こうした人々に対して、職業相談をはじめとして、各種相談の充実等を図ることを検討する。

(12) 国、東京都への要望

ア 基本的考え方

ホームレス問題は、大都市問題であり広域的な対応が必要な課題であることから、一自治体のみでの取り組みでは問題の根本的解決につながらず、第一義的には、法に定めるとおり国が総合的な施策の構築や財政措置等の責務を果たすべきものである。その上で、具体的な施策の構築と実施にあたって、国、東京都、特別区が連携しながら対策に取り組んでいく必要がある。

これまでも、ホームレス対策の積極的な推進と財源措置、さらには生活保護になった場合の自治体負担分の財源措置について、国や東京都に対して特別区区長会、特別区議会議長会等を通じて要望してきたところであるが、今後とも引き続き要望していく。

首都圏近隣都市におけるホームレス対策の実施について

都区共同事業の自立支援センター等がマスコミ等で報道されることもあり、首都圏近隣都市において住所不定となった者が、東京都内にある自立支援センター等を目指して上京してくるという、新規流入問題が顕

著となってきている。このため、本区において、ホームレスの各種施策を講じて一定の成果をあげているにもかかわらず、区内におけるホームレスの数が減少しない状況となっている。

このように対策を講ずる地域ほど、ホームレスが流入、滞留してくるという状況を改善するため、抜本的な対応が必要である。

ホームレスが、地方から大都市東京に流入する問題については、本区をはじめ東京都や特別区等の一部の自治体だけで対応できる問題ではなく、自立支援事業等のホームレス対策について、東京周辺の首都圏近隣都市においても積極的な事業展開が図られるよう、国の立場からの対策を講じられるよう要望していく。

ホームレスの保護費の財政負担について

ホームレス問題は大都市問題であるが、上述のように地方から流入してくるケースが多く見受けられるとともに、その流入したホームレスが自立困難で要保護状態にある場合には現在地での生活保護適用となっている。

本区の保護開始世帯の中でも住所不定者の占める割合が極めて高く、本区の生活保護費を増加させる大きな要因となっている。

このため、ホームレスが生活保護となった場合の自治体負担分に関して、本区をはじめ大都市の自治体のみが負担することは著しく均衡を失うと考えられるので、この場合の保護費は全額国庫負担とされることが強く望まれるところであり、その実現に向けて強く要望をしていく。

第3 計画の推進及び見直し

第3 計画の推進及び見直し

1 計画の推進

本計画の実施にあたっては、次の取組みを通じて計画的、効率的な推進を図る。

(1) 計画の推進体制

ホームレスの自立支援については、安定した生活の確保とともに、保健・医療の確保、雇用・就業機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、多方面の取組みや広域的な連絡、調整が必要である。そのため、国、東京都や民間団体等と連携・協力を図りながら、積極的に対策を推進していく。

特に、この実施計画に記載された事業の中で、都区共同事業として実施しているものについては、今後とも都区の役割分担を踏まえ、特別区と東京都の密接な連携のもとに積極的に推進していく。

(2) 墨田区路上生活者対策連絡会議

ア 効果的対策の推進

本区では、平成14年からホームレスに係る諸問題の解決のため、その対策を推進していくことを目的として、墨田区路上生活者対策連絡会議を設置している。この会議を通じて、全庁的な連絡調整を行い、各所管で行っている対応の調整及び相互協力を図り、効果的な対策の推進を図っていく。

イ 実施計画のフォローアップ

この連絡会議において、随時、本計画に定めるホームレス対策の実施状況を把握することに努め、計画の円滑な推進を図っていく。

2 計画の見直し

本実施計画は、ホームレスの現状と本計画で定める対策の実施状況、効果の評価、検証し、法や基本方針の見直しの動きも勘案しながら、必要に応じて見直しを行なう。

ホームレスの自立支援等に関する墨田区実施計画

平成17年3月

発行 墨田区福祉保健部保護課

墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話03(5608)6154